

身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理等について

1. これまでの取組の経緯

(1) 意見書「身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理について」（令和3年度）

（令和4年1月20日付、鈴鹿市高齢者施策推進協議会 会長 菅原 秀次）

令和3年度の推進会議での議論を経て、鈴鹿市長に対し意見書を提出。実現のための取組として、以下の内容について提案を行う。

- ・日常生活自立支援事業の推進及び成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関を中心とした権利擁護体制を強化すること
- ・身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインを作成し、その周知啓発に努めること。なおガイドライン作成にあたっては、本協議会及び鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議と連携し、多職種、病院、施設間の調整を行いながら進めること
- ・エンディングノートの活用やACPの周知啓発、終活支援を推進すること

(2) ガイドラインの作成（令和4年度）

令和4年度の推進会議での議論を経て、ガイドライン作成のための身元保証作業部会を立ち上げ、行政、医療関係者、福祉施設関係者、介護支援専門員、包括支援センター職員が中心となり、鈴鹿市「身寄りがいない方の入院・入所に関するガイドライン」（素案）の作成を行う。また取組の方向性として、身元保証に関する仕組みづくりについて、検討を行うこととした。

○ガイドラインの支援対象者

- ・身寄りのない独居の方、家族の支援が受けられない方

○身元保証に求められる機能や役割

- ・入院・入所の手続き
- ・緊急連絡先
- ・入院計画書やケアプランの説明
- ・入院・入所に必要な日用品の準備
- ・入院・入所費用等の支払い
- ・退院・退所の際の手続き
- ・死亡時の死亡届、遺体・遺品の引き取り

○身元保証を進める上での課題

- ・公的制度（成年後見制度等）の利用に至るまで、手続きに数か月程度の時間を要する。
- ・医療行為の同意について、本人以外の第三者（ケアマネジャーや包括職員等）に求められる。
- ・身元保証人がいない人は、入院や入所の手続きが進められず、利用できない場合がある。
- ・民間の身元保証会社は監督官庁がなく、利用にあたっては透明性が担保されていない。

- ・家族など身元保証人がいても関わりを拒否され、身元保証を求めることができない。
- ・認知機能の低下が見られない人への身元保証の仕組みがない。

2. 他市における取組状況

・三重県内においては、身元保証の仕組みとして取り組んでいる市町があり、それぞれの市町で抱えている保証ニーズに応じて取組を進めている。

(1) 保証プロジェクト（伊賀市） 地域の支えあいの仕組みづくり

・「保証プロジェクト」(令和元年～令和3年)の取組を行い、身元保証の問題を地域の福祉課題として捉え、主に入院、入所、入居、就労で求められる「身元保証」から、関連する「終活」や「死後事務」等も視野に入れ、従来の「人」あるいは「お金」に頼った「保証」だけではなく、地域住民や様々な機関・団体・事業者等と連携し、「地域の支え合い(しくみ、機能)」により、「保証が得られないことで被る不利益」を解決することを目指し活動を続けている。

(2) 入院・入所サポート事業（四日市市） セーフティネットの仕組みづくり

・市内の病院・施設に入院・入所中(予定を含む)で親族等支援者のいない方、事業の趣旨を理解し契約を締結できる方を対象として、「入院・入所費用の支払い」、「入院・入所を継続するために必要な手続き・支払代行」などの支援を行っている。身元保証のサービスではなく、セーフティネットの機能として事業を行っており、福祉サービスや相談解決に至るまでの「つなぎ支援」としている。利用にあたっては、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が面談を行い、利用の可否を判断している。

(3) やっとかあんしん生活事業（木曾岬町） 身元保証の仕組みづくり

・身寄りがいない、親族を頼れない等の理由で将来に不安を抱える一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、元気なうちに契約を行い、必要なときにサービスを利用できる事業を行っている。日常生活上の手続き支援や金銭管理、入院する際の保証人に準ずる事務手続き、死後事務手続きなどの支援を行っている。利用にあたっては、契約締結にかかる委員会で審査を行い利用につなげている。

3. 取組の方向性（令和5年度）

・令和4年度に鈴鹿市「身寄りがいない方の入院・入所に関するガイドライン」(素案)の作成を行い、本市における身元保証の仕組みづくりの検討をはじめている。三重県内においては、身元保証の仕組みを事業化している市町は少なく、本市においても、ガイドラインの運用や取組について、医療関係者や福祉施設関係者との協議が必要となっている。身元保証や金銭管理に求められる課題を整理し、鈴鹿方式の身元保証の仕組みづくりを進めていくため、今年度内に関係者による研究会を開催し協議を重ねていく。